

「令和7年度における部活動の移動に関する実態調査」の結果について

1 調査内容

部活動における練習、試合出場等に伴う移動の実態

2 調査対象

県立高等学校29校 すべての運動部及び文化部（同好会等を含む）

3 調査対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 調査項目の概要

(1) 県立高校全校を対象とした調査

- ① 利用交通機関
- ② 行先（県内又は県外）
- ③ レンタカーの利用について

(2) 学校管理自動車を保有する県立学校を対象とした調査

- ① 各校で定めている運用基準
- ② 長距離運転の実態

5 調査結果及び課題

(1) 県立高校全校を対象とした調査結果及び課題（学校管理自動車を利用した場合は除く）

- ・ 総移動件数：10,945件（県内移動：9,680件（全体の88.4%）、県外移動：1,265件（全体の11.6%））
- ・ 県内移動については、そのほぼすべてが生徒の各自移動（公共交通機関（バス、タクシー含む）、自転車、徒歩、保護者の自家用車）であった。
- ・ 県外移動について、利用交通手段の内訳は、緑ナンバーの借上車が51.2%、公共交通機関が46.5%であり、レンタカー及びその他は2.3%であった。
- ・ 移動手段の選定は概ね適切に行われていたものの、一部に改善を要する運用が見受けられた。今回の調査において法的な問題は確認されなかったが、県教委の内部規定に抵触する事例が一部確認された。具体的には、以下のとおりである。
 - ・ 教職員が運転するレンタカーでの生徒の輸送
 - ・ 外部指導者が運転するレンタカーでの生徒の輸送
 - ・ 保護者が知人から借用したマイクロバスを自ら運転しての生徒の輸送

加えて、規定違反には当たらないものの、安全管理等の観点から不適切と思われる事例も確認された。具体的には、以下のとおりである。

- ・ 学校が保護者等に対し、自家用車等での生徒の乗り合わせ（複数生徒の同乗）による生徒の輸送を依頼した事例
- ・ 県外への移動に際し、学校が移動手段に関与せず、生徒が各自で移動した事例

(2) 学校管理自動車を保有する県立学校を対象とした調査結果及び課題

- ・ 運用基準については、保有校（9校）のうち、3校が未策定であった。
- ・ 学校管理自動車による移動において、1日あたり500km以上走行した事例や深夜走行の事例が見られた。

6 調査結果の総括及び今後の対応

- ・ 県立学校長に対しては、本年5月18日に安全管理の徹底を求める教育長通知を発出したが、令和8年6月30日付けの文部科学省及び国土交通省からの通知及び本調査により判明した課題に対応するために、別紙のとおり、改めて安全管理の徹底及び留意事項を通知した。

8 教保第 2 5 6 6 0 号
令和 8 年 7 月 2 1 日

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

学校部活動の移動時における安全管理の徹底について（通知）

このことについて、令和 8 年 5 月 1 8 日付け 8 教保第 1 1 5 3 3 号「学校部活動における生徒引率の安全管理の徹底について（通知）」に基づき、各校でその徹底を図っていただいているところですが、今般、令和 8 年 6 月 1 2 日付けの部活動の移動に関する実態調査結果及び同年 6 月 3 0 日付けの文部科学省及び国土交通省からの通知を踏まえ、改めて下記のとおり通知します。

ついては、下記の留意事項を遵守し、学校部活動の移動時における安全管理に万全を期すとともに、その一層の徹底をお願いします。

記

1 ガバナンスの徹底について

- (1) 学校の管理職は、安全確保のための措置について、交通事業者等との契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応に当たること。
- (2) 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底すること。
- (3) 学校は、生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡すること。
- (4) 学校は、事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等について、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。
- (5) 部活動など、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第 29 条において、各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、改めて、文部科学省が示している「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和 3 年 6 月）等に基づき、各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容を点検し、必要に応じて改定等を行うこと。あわせて、「危機管理マニュアル」に即した必要な対応が確実に行われるよう、教職員間で改めて十分な共通認識を図ること。

2 生徒引率時の計画等について

- (1) 部活動の顧問等は、無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）の計画を策定するとともに、学校の管理職や保護者への連絡方法、緊急時の対応手順等を事前に把握しておくこと。あわせて、引率計画の書面等を作成すること。
- (2) 部活動の顧問等は、あらかじめ学校の管理職に提出し、書面等による事前承認を得た上で実施すること。
- (3) 県外への移動は、引率を行う教職員の指導・管理のもとで行うこと。ただし、学校の管理職が特に認める場合は、この限りでない。

3 移動手段について

- (1) 学校は、生徒引率時の移動手段として、できるだけ公共交通機関を利用すること。ただし、目的地や所要時間等の状況により利用が困難な場合は、営業用自動車（緑ナンバー車）の借上げを検討すること。
- (2) 学校は、上記の移動手段の利用が難しく、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず、学校自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行うこと。なお、教職員が運転するレンタカーによる生徒の輸送は認めない。
- (3) 学校管理自動車を保有する学校は、「学校管理自動車管理要綱」及び「学校管理自動車運用基準」を遵守した上で使用すること。
- (4) 学校は、責任の所在や保護者負担等の観点から、保護者等に対し、自家用車等での生徒の乗り合わせ（複数生徒の同乗）による生徒の輸送を依頼しないこと。また、保護者等から申し出があった場合においても、同様とする。

4 運転者の手配について

- (1) 学校は、レンタカー又は学校管理自動車の利用に際し、運転代行者を手配する場合は、学校自らの責任で、関係法令で認められている事業者等に直接依頼し、適切に契約すること。
- (2) 学校は、その責任において手配する運転者について、使用予定の自動車に応じた適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること。

〈本件担当〉

保健体育課

学校体育・保健グループ 山西 伊賀 谷口

TEL 087-832-3764（直通）

8教保第25661号
令和8年7月21日

各 県 立 学 校 長 殿

保 健 体 育 課 長
生涯学習・文化財課長
高 校 教 育 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

学校部活動の移動時における安全管理の徹底に係る留意事項について（通知）

このことについて、令和8年7月21日付け8教保第25660号教育長通知（以下「教育長通知」という。）の運用に当たっては、下記の事項に留意いただきますようお願いします。

記

1 引率計画の書面等について

- (1) 部活動の顧問等は、教育長通知の2(1)に基づき、引率計画の書面等に日程・行程、移動手段、引率する生徒（人数・氏名）等を記載すること。
- (2) 部活動の顧問等は、保護者に引率計画の事前説明を行うものとする。ただし、目的地等に鑑み、学校の管理職が不要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 引率計画の事前説明を行う際は、単に集合場所や集合時刻を通知するのみに留まることのないようにすること。

2 県外への移動に係る考え方

- (1) 教育長通知の2(3)のただし書きにある学校の管理職が特に認める場合とは、例えば、保護者の責任による個別送迎の申出がある場合や学校の所在地と目的地が県境を挟んで隣接する市町である場合等を想定しており、学校の管理職が実情に応じて個別に判断すること。

3 適切な事業者選定と契約の透明化・文書化について

- (1) 学校は、移動手段の手配に当たって交通事業者等を利用する際、法令に基づく許可又は登録等を受けていることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度等を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定すること。
- (2) 学校は、日程、行程及び事故発生時の補償内容等について、事前に関係事業者等と打合せを確実に行うとともに、見積書、契約書及び運送引受書等の契約内容（契約主体、内容等）を明確化し、契約に関する書面については、文書管理の規定に従い、整理して保存すること。

4 レンタカーを利用する場合について

- (1) レンタカーを利用する場合、営業用自動車（緑ナンバー車）を利用する場合とは法的な根拠が異なり、自己の責任の度合いが大きくなることから、学校はこの点を十分に認識し、適切な安全管理体制を徹底すること。
- (2) レンタカーの利用に当たっては、以下のことを遵守すること。
 - ① 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず、学校自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、契約内容を明示した貸渡証を受領し、当日携行すること。

- ② 学校は、レンタカー契約に際して、借り受ける自動車を実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的等をはじめ必要事項を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請すること。
- ③ 学校は、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。

5 運転者の手配について

- (1) 運転者の手配に当たっては、教育長通知の4にあるとおり、以下のことを遵守すること。
 - ① 学校は、レンタカー又は学校管理自動車の利用に際し、運転代行者を手配する場合は、学校自らの責任で、関係法令で認められている事業者等に直接依頼し、適切に契約すること。
 - ② 学校は、その責任において手配する運転者について、使用予定の自動車に応じた適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること。

6 学校管理自動車又はレンタカーを運転代行者が運転する際の「安全管理チェックシート」の活用について

- (1) 引率を行う教職員は、令和8年6月30日付け8文科教第681号の国通知の別添資料4「安全管理チェックシート」を活用し、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認（学校の管理職の承認）、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を確実に行うこと。
- (2) 学校の管理職は、引率計画等について、書面等による事前承認を徹底するとともに、確認済みのチェックシートを学校の管理職に提出するなどにより、責任をもって確認を行い、適切に保存すること。（オンラインのフォーマット等を活用することも考えられる。）

7 学校管理自動車を保有する学校の対応について

- (1) 学校管理自動車を保有する学校は、国土交通省自動車局が示している「貸切バス交替運転者の配置基準（解説）」及び以下の留意事項を踏まえ、各校で申し合わせ事項を作成すること。
 - ① 運転者1人あたりの1日の総走行距離は、500km以内とする。
 - ② 連続運転時間は、概ね2時間までとし、適切な休憩時間を確保する。
 - ③ 午後10時（22時）から午前5時までの深夜時間帯の運転は認めない。

8 その他

- (1) 営業用自動車を借り上げる場合、引率を行う教職員は、乗車当日もナンバープレートの色（緑ナンバー）等を乗車前に確認すること。
- (2) 自動車で移動する場合、引率を行う教職員は、当該車両に同乗すること。その際、シートベルトの着用を徹底すること。
- (3) 教職員が運転する車両（レンタカー・自家用車等）による生徒の輸送は認めない。ただし、学校管理自動車運用基準に定める要件を満たしている学校管理自動車については、この限りではない。
- (4) 教職員が自家用車を使用して県外へ移動することは、校長が特に必要と認めた場合以外は、認められていない。

〈本件担当〉

保健体育課

学校体育・保健グループ 山西 伊賀 谷口

TEL 087-832-3764（直通）